

富田林市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

- (1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。
- (3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(一括回答)

(1)・(3)の雇用対策につきましては、地域就労支援センターに専属のコーディネーターを配置し、就労阻害要因をもつ若年者・高齢者・一人親家庭の母・障がい者など就労困難者の就労相談に応じています。さらに近隣市町村・大阪府・ハローワーク・関係機関との連携による求人・求職情報フェアの開催や、若者の就労相談としてJOBカフェを開催しております。

今後、大阪府や大阪労働局などの関係機関と十分な連携をとりながら、雇用・労働と産業政策との関連付けを強め、雇用確保と雇用創出に積極的に取り組んでまいります。

- (2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪の雇用状況の改善に向け、政労使の各セクターが連携する場としての「大阪雇用対策会議」の取り組みを継続してまいります。

- (4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について、広報誌への掲載をはじめ、機会あるごとに周知・徹底を図ってまいります。

- (5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導

入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市の清掃業務委託につきまして、平成21年度から一部で総合評価入札制度の導入を予定しています。また、委託契約に際しましては、労働者の適正な賃金の確保を図るため、最低賃金法等を遵守してまいります。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、「富田林市子育て支援行動計画」の第2次計画において施策の具体化を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、商工会において異業種の企業が相互扶助の精神に基づき、情報・技術・経営等について交流を深めるとともに、相互に協力して新技術・新製品の開発を進め地域の中堅中小企業の健全な発展を図ることを目的に、異業種交流会が組織されております。今後も市としましては、各種情報等の提供を積極的に行ってまいりたいと思います。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市におきましては企業誘致に関する施策は行っておらず、今後の商工施策の検討課題として認識しております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

大阪府中小企業信用保証協会の保証による本市小規模企業融資制度を実施しております。本融資制度は、企業者の負担軽減を図るため、信用保証料及び約定利子の補給も行っております。また、本年11月17日より大阪府中小企業融資の利率が一律マイナス2%となったことに伴い、現在、本市融資制度の利率改訂に向け、大阪府及び市内関係金融機関と協議を行っているところです。

(3) - ② 地場企業への官公需の優先発注**(回答)**

本市では、大規模工事や特殊技術を要する工事・業務等を除き、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨に基づき、中小企業の入札参加機会や受注機会の増大に努める等、地元業者育成の立場からできるだけ市内業者に発注を行っております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。**(回答)**

公共工事の円滑な推進を図る立場から、業界全体の健全な発展につながり下請負人の保護等が図られるよう努力をしています。例えば、工事請負契約約款におきまして下請関係を含めて関係法令遵守義務を規定するとともに、適正な下請制度につきまして配慮を要請しています。また、最低制限価格を設け、工物品質の確保や労働災害の防止はもとより、元請・下請関係の適正化等を考慮しています。

契約時には、下請を含めて建設業退職金共済制度の利用を求めており、工事期間中は施工体制の徹底を指導し、竣工検査時にはその点検を行っています。また、これらを工事成績評価項目に加えて元請への認識を深めています。

下請二法や下請ガイドライン等に沿って、今後もさらに周知徹底と厳格な運用を図ってまいります。

3. 行財政改革施策**(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。****(回答)**

市民生活やまちづくりを支える持続力のある財政基盤を維持し、財政の健全運営に取り組むとともに、計画の策定、施策や事業の執行・評価など、市民に分かりやすい自治体運営をめざします。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、厳しい財政状況のなかで、公共施設の耐震化や福祉サービスの推進といった市民の「安心・安全」に係る事業や、就労のための技術向上、雇用機会の拡充も継続して行っていく必要があると考えています。

行財政改革の推進にあたっては、市民への情報公開だけでなく、市民ニーズに応じていこうという市職員のモチベーションを上げるような取り組みをあわせて行ってまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

市民サービスの充実のため、権限委譲だけでなく、財源移譲を含めた地方分権の推進を市長会等を通じて要望してまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

三位一体の改革では大幅に地方交付税が削減され、地方交付税制度の有する財源保障・財源調整機能が減退しています。その結果、地方では積極的に行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、厳しい財政運営を強いられる結果となり、改革の成果が地域の活性化には必ずしもつながらず、地域間格差が拡大しています。

地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うため、地方分権の理念を踏まえ、国と地方の役割分担に応じた地方税中心の税財政制度を確立するよう、国に対し要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務

体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市の救急医療としては、富田林病院が内科及び外科、P L病院及び金剛病院が内科の救急医療機関の認定を受けており、365日24時間体制を実施しています。

夜間・休日診療については、南河内二次医療圏（6市2町1村）の幹事市として、圏内の救急告示病院に対して、毎年運営費や施設設備費の補助金を交付することで、救急傷病者の医療の確保及び救急医療体制の整備を図っています。

小児科医療については、日曜・祝日・年末年始は富田林病院において午前9時から午後3時30分の受付時間で中学生までを対象に診療を行っており、夜間は、現在365日午後8時から翌朝8時まで、3市2町1村において南河内南部広域小児急病診療体制を実施しています。

産科医療については、現在休診しています富田林病院の産科の再開に向け、これまで医師を派遣いただいております奈良医科大学をはじめ大阪大学・近畿大学の医学部などにも働きかけを行ってまいりましたが、全国的な産婦人科医師の不足により医師の確保にはいたっていないため、今後一日も早く再開できるよう病院に要請してまいります。

医師・看護師不足の解消に向けましては、実効性のある施策を講じられるよう、市長会を通じまして国及び府に要望してまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

本市で組織されている富田林市介護保険事業者連絡協議会(縄なわねっと)を引き続き支援し、訪問介護員等の実務者が現場で働き続けられるよう、研修の充実や情報の共有などを通じて人材を育成するとともに、実務者間の連携を図るためのネットワークづくりに努めてまいります。

また、サービスの質を確保し、介護職員の定着率向上を図るための必要な措置について、市長会を通じて国に要望しているところです。

労働条件の法令遵守については、大阪府が実施する実地指導に同行することで、保険者として状況を把握するとともに、適切な助言を行ってまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

平成18年4月から施行された障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの措置として、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」による利用者負担の軽減策及び事業者への激変緩和策等が実施されました。障がい者の適切かつ円滑な自立支援を実現するため、早急に制度の見直しを含めた必要な施策を講じるとともに、経過措置についてはその実態などを勘案し引き続き実施されるよう、国に対して大阪府と連携して要望してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルス（こころの健康）につきましては、相談窓口などの紹介や情報の提供に努めるとともに、「自殺予防週間」には大阪府とともに街頭啓発キャンペーンを行うなど、啓発活動に取り組んでおります。

こころの健康の問題は、個人的・社会的な要因が複雑に関係していることから、関係機関とのさらなる連携を図ってまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市における年度当初の待機児童は解消いたしました。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

保育制度については、「富田林市次世代育成支援行動計画」に基づき、各制度の充実に努めております。夜間保育については、ニーズを把握し進めてまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

「富田林市次世代育成支援行動計画」に基づき各制度の充実に努めていくなかで、「つどいの広

場」等地域での子育て支援体制を強化してまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育の質の低下を招かないように対応してまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

児童の放課後対策としての学童クラブは、市内の16小学校で開設し、大規模クラスの分割・施設整備・開設時間延長などに努めているところです。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

大阪府教育委員会と連携し、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行います。また将来の夢や職業観を養うため、職業体験学習などのキャリア教育についても研究と実践を各校で進めてまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

平成20年4月に児童相談係を設け、体制整備に努めました。また平成20・21年度には、府職員の派遣を受ける市町村児童家庭相談体制強化モデル事業に取り組んでまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携

のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

基本計画については、他の法令に基づき策定している計画の一部を、市町村基本計画としてもよいとされているところです。本市におきましては、平成19年3月に策定いたしました「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」の主要施策の一つとして女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げておりますことから、この内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」として位置付ける方向で考えています。

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置も市町村の努力義務とされているところですが、現状では、市に同施設を設置することは、財政的理由からも困難でありますことから、富田林子ども家庭センターとの連携をより密にすることにより対応していきたいと考えております。また、本市におきましては、庁内関係課及び庁外関連機関によるDV対策連絡会議を設置しておりますことから、被害者支援には当連絡会議で連携して対応にあっております。

改正DV防止法については、広報誌において特集記事を掲載し、周知に努めました。

DVに限らず、女性の抱える悩みの相談窓口としては、毎月2日間計9時間、専門カウンセラーによる面接相談を実施しています。また、女性のための電話相談も月4回各4時間実施しており、多くの方にご利用いただいているところです。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」が策定され、本市においても「富田林市男女共同参画計画ウィズプラン」を平成19年3月に策定しました。この計画の推進に向けて、国や大阪府からの情報を広く提供するとともに、引き続き様々な事業に取り組んでまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市では、平成13年3月に、「富田林市地球温暖化対策実行計画」を策定し、対策の実行期間である平成13年度から平成17年度の5年間、本市の事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組んできました。平成18年3月には「富田林市地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、前計画の評価に基づき、引き続き本市の事業が排出する温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

また、道路交通網について、バイパスを整備し慢性的な渋滞の解消を図り、公共交通機関の利用促進について広報で啓発しております。民生部門への対策の普及は、市主催の各イベントや環境NPO団体主催のイベントで環境問題に関するアンケートやパネルの展示及び環境家計簿の配布を実施し、啓発活動を行っております。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

循環型社会形成のため、資源ごみの集団回収の助成を行っております。

食料廃棄物の削減のため、生ごみ処理機・ぼかし容器・ぼかし剤の補助を行っております。

本年度もリサイクルフェアを開催し、民間団体との協働体制をとって「3R」を広く市民に啓発する活動を行いました。また、他の催しにおいても、ごみの減量化・資源化推進のPRに取り組んでいます。

平成19年度のごみのリサイクル率は19.95%でしたが、住民の方の協力のもと、一層の向上をめざしていきます。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

災害発生時に備え、情報収集・初動体制の構築、道路・鉄道・ライフラインが破壊された場合の対応、飲料水・食糧等の備蓄、災害時要援護者対策、地震観測の予知、活断層の調査・研究など、事前の防災対策が重要な課題であると認識しております。

災害発生時の避難場所は、まず市民の皆様の身の安全の確保、また家屋の倒壊等による一時避難の場所として、避難場所の周知に努めております。誘導標識につきましては、50戸以上の住宅大規模開発を行う場合、開発者に対して、市標準仕様誘導看板の設置を義務付けており、また、

既設誘導看板の老朽化等による建て替えを、より分かりやすくするため地図入りにて、計画的に行っております。今後、新たな設置場所等も検討してまいります。

緊急医療体制の整備は、「地域防災計画」に基づき、医療救護活動に関する体制の確立・業務内容について、富田林医師会との間にて協定を締結させていただいておりますが、災害発生時に十分機能するよう情報伝達訓練等を行い、万全の体制がとれるよう努めてまいります。

また本市では、洪水・土砂災害に対応した「ハザードマップ」を作成し、平成18年3月に全戸配布をしました。この他、広報紙や「市民のてびき」・ホームページ等により、災害時の避難方法、避難所・避難地の啓発等を行っています。「ハザードマップ」に明記しております、人家に影響を及ぼす恐れのある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）に対して、MCA同報系防災無線システムの整備を行っています。さらには、市民の皆様の安全を第一に考え、土砂災害・浸水被害が起こる前に避難していただくために「富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成いたします。

災害時にライフライン等を含めた総合的な連携を図るため、水道・電気・ガス・電話・鉄道等の機関を含めた富田林市防災会議を組織し、「地域防災計画」の充実に向けた会議の開催や防災訓練の実施等、今後も大規模災害発生時の協力体制の強化を図ってまいります。

公立学校の耐震化につきましては、生徒・児童等の安全確保、快適で豊かな学校生活の場となる校舎及び地域住民の応急避難所となる屋内体育館の耐震化に向けて、国の安全・安心な学校づくり交付金制度を十分に活用しながら、耐震化完了をめざして施設整備を計画的に進めてまいります。

本市では、平成10年度より住宅等の耐震診断費の一部助成を行っています。木造住宅における耐震補強工事に対する助成制度については、本年度より創設し実施しております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市内の犯罪発生状況は、件数は減少傾向にありますが、空き巣・忍び込みなどの侵入盗やひったくり・車上狙い等の街頭犯罪は、減少しておらず増加傾向にあります。また、登下校時の子どもへの声かけ等の事案も発生しており、地域で見守る活動が重要であることは、認識しております。

本市としましては、市内各地区から選出されております約190名の防犯委員による富田林市防犯委員会を中心とし防犯活動を展開しております。富田林警察署・大阪府安全なまちづくり推進課等と連携し、「地域安全運動」として年2回市内主要駅での啓発活動をはじめ、「地域児童の安全確保活動」として登校時の市内各小学校での啓発活動、市民ふれあいまつりでの啓発活動も行っております。

町会・自治会・小学校等の団体が防犯に関する講習を希望される場合、富田林警察署員を講師として依頼し防犯教室も実施しており、市職員による青色防犯パトロールカーでの児童の下校時間に合わせた巡回パトロールも毎日行っております。その他、地域で管理いただいている防犯灯

の設置及び電気代等の維持管理費への補助、管理団体のない道路等への設置を防犯委員会が主体となっていただくための補助等、防犯対策に取り組んでおります。今後も、予期せぬ犯罪を未然に防ぐ新たな対策を警察その他の機関と連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

また、現在「子どもの安全見守り隊」活動をすべての小学校で行っており、今後も登下校時の子どもを地域で見守る活動として進めます。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消の推進は地域特有の食文化の継承や地元農林水産業の振興など色々な観点から見ても重要であり、本市においても、地元農産物の学校給食への提供、市内大型量販店への直接販売、農産物直売所への支援など各方面での対策を推進しているところであり、今後ともこれらの地産地消の対策を強力に推進してまいります。食料自給率・地産地消の目標値設定については、学校給食での取り組みなど、可能なものについては関係機関により協議・向上への努力等をしているところですが、本市での食料自給率の目標設定は困難と思われれます。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

国の動向を注視するとともに、府内の市町村と連携しながら、人権侵害救済システム確立や実効性のある法律の制定をめざして国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、人権啓発活動については、大阪府とも連携するとともに、市の広報誌や人権啓発冊子への掲載、人権を考える市民の集い等、機会あるごとに実施していますが、今後も広く市民の理解を得られるよう引き続き努めてまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくための事業として、毎年「平和を考える戦争展」を開催しています。また市民の代表者による広島平和祈念式典への親子での参加事業や市民による核兵器廃絶平和大行進へのメッセージの提供等、様々な事業に市民の参画を得ながら取り組んでおります。

今後も世界各国の「平和市長会議」加盟都市や全国の「非核平和都市宣言」市とともに、核開

発・核実験に反対する非核平和活動や事業等、幅広い活動に取り組んでまいります。